

令和5年度 国民健康保険税 税率表

令和5年7月現在

課税項目	医療分(全員)		後期高齢者支援分(全員)		介護分(40～65歳の方)
所得割額(税率) (加入者ひとりにつき)	令和4年の* ¹ 総所得金額等－43万円×7.04%		令和4年の* ¹ 総所得金額等－43万円×2.84%		令和4年の* ¹ 総所得金額等－43万円×1.17%
均等割額 (加入者ひとりにつき)	35,000円		14,000円		11,000円
平等割額(1世帯あたり)	* ² 特定世帯	17,500円	* ² 特定世帯	7,000円	11,000円
	* ³ 特定継続世帯	26,300円	* ³ 特定継続世帯	10,500円	
	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	35,000円	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	14,000円	
限度額	650,000円		220,000円		170,000円

***¹総所得金額等**

総所得金額及び山林所得金額の合計額を言います。

***²特定世帯**

これまで国保被保険者であった方が後期高齢者医療制度に加入したことにより、同一世帯の他の国保被保険者が一人だけになった世帯のことを言います。
この場合、国保の「医療分」と「支援分」の平等割額が、国保被保険者が一人となった月から数えて5年が経過するまでは半額となります。

***³特定継続世帯**

特定世帯において、5年が経過した後さらに3年が経過するまでの間は、特定継続世帯として平等割額が4分の1減額となります。

※この表は関係法令や条例の改正に伴い変更となる場合があります。